

<別表 1 >

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	経費の内容	対象経費の条件等
女性就業環境の改善	工事費	対象経費の2分の1以内 (上限50万円) ※千円未満の端数切捨	- 女性専用トイレ, 更衣室, 休憩室, シャワールーム等の整備に要する費用 - 託児室, 工事現場のトイレ等の設置に要する費用 など	- 新規の女性従業員専用設備・備品の設置に限る ※ 男女兼用スペースまたは男性専用スペースを女性専用スペースに改装・分割する場合の費用 (トイレも同様) は可 - 設備・備品は市内事業所への設置に限る - 自己所有の建物の設備に限る 【対象外費用 (例)】 - 新規事業所の開設に係る整備, 備品購入 - 既存設備の取り壊し費用 - 既存の備品の買い替え - 既存の備品の更新費用 (PC 等)
	備品購入費		- 更衣室に設置するエアコン, ロッカー等, 新設する女性専用スペースに付属する備品 - ウォシュレット, 生理用品ディスペンサー等の備品 - テレワークなど柔軟な働き方を可能とする PC, タブレット, 無線 LAN ルーター等の備品 など	